

令和2年5月28日

教員各位

国立大学法人奈良教育大学長
加藤 久雄

5月7日以降における授業・ゼミ等の実施について（第4報）

5月25日に出された緊急事態宣言の解除（全国）に伴い、6月15日（月）～7月28日（火）までを、「レベル1への移行期間」とします。授業・ゼミ等は引き続き原則、非対面による実施となりますが、レベル2の条件に合致した授業・ゼミ等に加え、卒業論文・修士論文・学位研究報告書の指導について、対面による実施を認めることといたします。

つきましては、対面による実施について、以下の対応をお願いいたします。
また、今後の状況により、さらに変更する場合があります。

記

1. 対面による実施を認めるもの

- ① 非対面ではどうしても実施できない内容（例：大学の実験器具を用いた実験、季節性に関する調査・実験など）の授業・ゼミについて、緊急事態対策本部長（学長）の許可を得たもの。
- ② 卒業論文・修士論文・学位研究報告書の指導。

2. 対面による授業・ゼミ等実施申請書の提出

- ①について：引き続き、別紙「対面による 授業・ゼミ等実施申請書」を実施、又は開始希望の10日前までに教務課（kyoumu@nara-edu.ac.jp）へ提出してください。
- ②について：別紙「対面による卒業論文等指導実施申請書」を、1週間前までに教務課（kyoumu@nara-edu.ac.jp）へ提出してください。

3. 実施の可否

- ①については、引き続き、提出された「対面による授業・ゼミ等実施申請書」について実施の可否を判断し、同申請書提出後3日以内を目処に結果お知らせいたします。実施が認められた場合は、履修学生又は指導学生に連絡してください。
- ②については、提出のみで実施可能です。

4. 実施に際しての留意事項

- (1) 実施においては、事前に学生と連絡を取り、学生の意向も尊重してください。特に、通学に不安を抱える学生を無理に通学させることがないようにしてください。
- (2) 当該学生においては、時間割の前後に非対面授業が入っている場合があります。その場合は、学内で非対面授業を受けられるよう、別途、パソコンルーム等の使用を許可します。
<https://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/SOUMU/corona2020/hitaimen.shisyou0527.pdf>
- (3) 別紙「レベル1への移行期間における対面授業実施に係る留意事項について」の記載事項を厳守してください。

令和 年 月 日

対面による授業・ゼミ等実施申請書

所属			氏名		
実施科目名、ゼミ名、卒論修論等研究指導、等		時間割番号		前期後期	曜日 時限/集中

日時	・毎週の場合	曜日	時限	(令和2年 月 日～ 年 月 日)	
	・上記以外	令和2年 月 日	～ 年 月 日		
		時 分から	時 分まで	(時間)	
実施場所			受講者数	名	

実施形態	(実験、テーブルを囲んだゼミ、実習園による作業、等、実施形態を記載してください)
対面での実施が必要な理由	(「非対面ではどうしても実施できない理由(例:大学の実験器具を用いた実験、季節性に関わる調査・実験など)」を記載してください。)
備考	(コロナウイルス感染症拡大防止・感染リスク軽減のための対策等、特に留意すべき点があれば記載してください。)

※ゼミ・卒論修論等研究指導の場合は、学生名簿(学生番号・氏名)を添付願います。

令和 年 月 日

対面による卒業論文等指導実施申請書

所 属		氏 名	
実施場所		学生数	名
日 程	令和2年 月 日～ 年 月 日 毎週 曜日 定期 時 分から 時 分まで (時間)		
	不定期の場合、実施予定日・時間を適宜記載してください。		

実施形態	(実験、テーブルを囲んだ指導、フィールドによる指導、等、実施形態を記載してください)
学生名簿	(学生番号・氏名を記載してください)
備考	

教員各位

副学長（教育担当）宮下 俊也

「レベル1への移行期間」における対面授業等実施に係る留意事項について

「レベル1への移行期間」における対面授業等（レベル2の条件を満たしたもの、及び、卒業論文・修士論文・学位研究報告書指導）の実施について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・感染リスクの軽減のため、下記事項をご留意いただきますようお願いいたします。

なお、今後の状況により、この留意事項も変更される場合がありますので、大学ホームページの他、掲示板等を確認するようにしてください。

記

1. 現在帰省中の学生に対しては、授業等開始1週間前までに、通常の居住場所に移動するように指示してください。
2. 教員自身毎朝検温し、発熱、咳、全身倦怠感、嗅覚障害、味覚障害等いずれかの症状がある場合、又は教員・学生が感染者の濃厚接触者として特定された際には、令和2年5月27日付け「新型コロナウイルス感染症(COVID 19)対応マニュアル（第4報）」に従い休講としてください。
3. 学生が上記理由により欠席した場合は、補講や代替措置等の配慮措置を行ってください。
4. 学生・教員とも、マスクの着用、咳エチケット、石鹸による手洗いをお願いします。
5. 「換気の悪い密閉空間」を避けるため、講義室や研究室等の換気においては2方向の窓や入口を同時に開けるなど、こまめに実施してください。空調機使用の場合も、換気は必要です。
6. 「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」を避けるため、咳エチケットやソーシャルディスタンスを意識し、学生間、教員・学生間は1～2m以上の距離を確保してください。
7. 学生に共用の教材、教具、機器や設備を使用させる場合は、適切に消毒するか、若しくは学生に使用前後に石鹸による手洗いを必ず行わせてください。
8. 密度の高い講義室等で実施する場合は、教室変更や複数教室を用いて実施することなども検討してください。
9. その他、要望等がありましたら、ご希望に沿えない場合もありますが、教務課へ一度ご相談ください。

以上